

大阪市監査委員	貴 納 順 二
同	松 井 淑 子
同	辻 淳 子
同	西 崎 照 明

## 住民監査請求について（通知）

平成 29 年 3 月 30 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を同条第 4 項の規定により次のとおり通知します。

### 記

## 第 1 請求の受付

### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書の内容は省略した。

下記のとおり、西成区が交付した補助金の精算により、大阪市に対して損害を与えているため、大阪市長に対して当該損害を回復させる措置を講じるよう求める。

#### （1）請求の要旨

西成区役所は「大阪市西成区『地域活動協議会』補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、区内の地域活動協議会に対して補助金を交付している。

A地域活動協議会（以下「協議会」という。）からの申請に基づき、27年5月18日付け大阪市指令西成市第25号により交付決定した補助金（以下「本件補助金」という。）については、平成28年3月31日付け「大阪市西成区『地域活動協議会』補助金実績報告書」（以下「実績報告書」という。）により、本件補助金の使途が報告され、交付決定額3,706,994円に対して、同額の精算がなされている。

この使途については、同時に提出されている「事業実績報告書（総括表）」及び「事業実績報告書（事業別）」（以下「事業実績報告書」という。）に内容が記載されている。

ところで、協議会規約によれば、協議会の事業報告及び決算は部会長からの報告を元に運営委員会が作成し、監事の検査を受け、毎事業年度終了後1月以内に役員会の承認を受けなければならないとされている。

しかし、協議会においては、仮決算書は作成されているが総会における決算報告もなされておらず、そもそも役員会が開催されたかどうかについても不明である。（この点については、協議会から全ての資料が公開されない状況にある。）

この仮決算書を見たところ、歳入金のうち大阪市からの本件補助金について、実績報告書の数値と合計額は一致していることが確認できた。

しかし、活動費と運営費の内訳は一致せず、歳出についても他の関連書類を照らし合わせたところ、内容が一致していない項目が多く見られる。

例えば、クリスマス会については、事業実績報告書によれば中止したとのことであるが、仮決算書によれば、60,000円を支出したこととされている。

敬老会については、実態としてA社会福祉協議会（以下「社協」という。）が実施しているが、市に提出している事業実績報告書の補助金決算額400,000円は、社会福祉協議会の決算報告によれば、B基金なるものから収入したこととされており、その内容が食い違っている。

成人式についても、同様に社協が実施しているが、市に対して提出している事業実績報告書では191,850円が補助金決算額とされているが、社協の決算書においては、その内容が記載されていない。

また、同協議会の銀行口座の入出金内容を確認したところ、本件補助金が平成27年6月1日に西成区から振り込まれているものの、本件補助金の執行にかかる支出は、適切に記録されておらず、平成28年5月23日に多額の現金が引き落とされていた。

協議会の決算報告が適切になされておらず、協議会の口座の入出金状況からも、これら補助金の執行の実態が正しいかどうかそのものが疑われ、大阪市に提出した精算書そのものも虚偽が発生していると考えられる。

要綱によれば、第14条において、「市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。」との規定がある。

しかし、西成区役所に対して、これらの状況を説明したところ、精算書の書面及びその精算書に添付されている証拠資料の確認で問題ないとの認識であり、協議会の実態を把握していない。これは、補助金の適正な支出を監督する必要がある市職員の不作為である。

上記のことから、本件補助金として協議会に支出した3,706,994円について、西成区は精算書の内容を十分に精査せず、本来支出する必要がない補助金を協議会に支出し、大阪市に損害を与えていると言える。

そうしたことから、今回、別添の事実証明書を添えて、大阪市長に対して、損害相当額を回復させる措置を講じるよう、監査委員に対して地方自治法第242条に規定する監査の実施を請求する。

なお、本件請求は、本件補助金に関する平成27年度の精算書が協議会から平成28年3月31

日付けで大阪市長あて提出されており、実質的な提出日は、平成28年4月以降であることから、地方自治法第242条に規定する「当該行為があった日から1年以内」に行われたものである。

## 2 請求の受理

本件請求は、平成27年度に西成区がA地域活動協議会（以下「A地活協」という。）に交付した大阪市西成区地域活動協議会補助金3,706,994円について、本市職員が適正な調査を行わず支出していることが、違法不当な公金の支出に当たるとしてなされたものであると解され、地方自治法（以下「法」という。）第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

平成27年度に西成区がA地活協に交付した大阪市西成区地域活動協議会補助金3,706,994円について、本市職員が適正な調査を行わずに補助金の額の確定等を行い、違法不当に公金の支出を行ったかどうかを対象とする。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成29年4月24日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

請求人からは、新たな証拠として、もとA施設開放事業のトイレ自動出水器電池交換作業に係る現場写真の提出があった。

請求人からは、請求書の要旨を補足する陳述があり、その内容は次のとおりである。

- ・西成区に対するA地活協の窓口は1人であり、お金のことも含めて全ての事務を行っているため、地区としてのチェック機能が働いていない状況にある。
- ・事実証明書として提出済みの過去5年間に係る「A地活協 口座預金取引明細表」については、弁護士に依頼し入手したものであるが、行事の都度出金がなされていない状況にある。
- ・A社会福祉協議会（以下「A社協」という。）の総会において、10月、11月の行事に対して補助金が出ているのではないかと質問したところ、補助金は当該年度の5月末にはA地活協に交付されているはずだが、11月になってもまだA社協には補助金が出ていない、との説明を受けた。
- ・他の地区に確認すると、5月末に補助金は交付され、配った、とのことであった。
- ・最近1年間の口座預金取引明細表を確認すると、去年の5月から今年の1月末までは、プリンター代以外、1回の出金もない。その間も、成人式や敬老会などの事業は実施しており、A地活協からの補助金も出ている。成人式に係るA社協の決算書を見ても、A地活協のお金がどう入っているか分からない。

- ・地区におけるお金の分配に関しても、窓口になって会計を行っている人が差配しており、周りの意見も聞かない。
- ・例としてもとA施設開放事業に係る資料を本日提出した。その差配している人が電気屋であり、この事業に係る電池交換作業は、電池2本を36か所に設置するもので、電池代であれば1個100円くらいであるにもかかわらず、合計約9万円もとっている。
- ・この人物もボランティアでやっていると思って信用していたが、いざ蓋を開けてみると、このような状況であったのでおかしいと感じ、監査請求をすることとなった。
- ・A地活協のことはその人物が全てやっているの、前に進まない。
- ・地域のアンバランスなシステムについても、行政としてある程度の監督責任があるのではないか。
- ・こういうことが多々あると地域としての雰囲気も悪くなるので、そのようなことも含めた上で指導・監督、また、地域の意見を聞くということもしていただきたい。

### 3 監査対象区の陳述（7頁に詳述）

西成区を監査対象区とし、平成29年4月26日に西成区副区长ほか関係職員より陳述を聴取した。

### 4 監査対象区に対する調査（10頁に詳述）

平成29年4月24日に、行政委員会事務局職員が西成区役所に赴き、関係書類の調査及び西成区職員から聞き取りを行った。

## 第3 監査の結果

### 1 本件請求に係る事実関係

#### (1) 地域活動協議会

地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱（以下「基準に関する要綱」という。）第2条第1項には、地域活動協議会（以下「地活協」という。）とは、校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織をいうとされている。

地活協の設立後、それまで本市（区役所、局等）から各事業に交付されていた補助金は、区役所から地活協に一括交付され、地活協から各事業に交付されることとなり、西成区は、補助金の交付について必要な事項を定めた大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）を制定した。

今回の監査の対象となったA地活協は、A連合振興町会、A社協、A地区ネットワーク委員会などの18団体から構成されている。

西成区では、西成区まちづくりセンター（中間支援組織）を開設し、地活協の形成及び運営の支援（地域団体間の連携・協働に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導等）を行うこととなっている。

なお、当該支援業務の平成27年度の受託者は、大阪市西成区社会福祉協議会である。

## （２）補助金

### ア 補助金交付申請、交付決定

A地活協は、平成27年2月27日、本市に対して大阪市西成区地域活動協議会補助金交付申請書及びその添付書類を提出した。

本市は、平成27年5月18日、上記申請があった地域活動協議会補助金について交付決定を行い、同年同月21日のA地活協からの概算払の請求を受けて、その必要性を認め、同年6月1日、A地活協に対して補助金3,706,994円を概算払により交付した。

### イ 補助金中止・廃止承認申請、決定

A地活協は、平成27年12月24日、本市に対してクリスマス会を含む6事業を中止・廃止する大阪市西成区地域活動協議会補助金中止・廃止承認申請書を提出した。

本市は、平成28年1月7日、上記申請があった事業の中止・廃止について承認決定を行い、A地活協に対して通知した。

### ウ 補助金変更承認申請、決定

平成28年3月31日、A地活協は本市に対して、運営費補助金の一部を活動費補助金へ流用する内容の大阪市西成区地域活動協議会補助金変更承認申請書を提出した。

本市は、平成28年4月15日、上記申請があった変更について承認決定を行い、A地活協に対して通知した。

### エ 実績報告、確定

A地活協は、本市に対して、平成28年3月31日付けで大阪市西成区地域活動協議会補助金実績報告書及びその添付書類を提出した。

これに対して本市は、交付すべき補助金額を3,706,994円と確定して、平成28年4月18日、その旨をA地活協に対して通知し、同年5月11日、精算報告を行った。

### オ 実績報告の内容

事業実績報告書によれば、事業名称として中止された6事業も含め28事業記載されており、その内容は次のとおりである。

#### A 活動費補助金一覧

(単位：円)

事業番号	事業名称	補助対象経費総額	うち補助金決算額
1	西成大掃除	7,155	7,155
2	第41回西成区民まつり	52,794	52,794

3	第59回西成区体育レクリエーション大会	51,606	51,606
4	グランドゴルフ大会	24,730	8,810
5	防災活動（旧合同夜警）	38,495	38,495
6	街路防犯灯の維持管理事業	527,839	527,611
7	ふれあい盆踊り	560,072	300,000
<b>8</b>	<b>敬老会</b>	<b>748,956</b>	<b>400,000</b>
9	防災研究会（訓練）	中止	
<b>10</b>	<b>A成人式</b>	<b>191,850</b>	<b>191,850</b>
11	広報紙発行 ふれあいA	187,300	187,300
12	手作り黒豆・友愛訪問	170,625	150,000
13	児童といっしょに昔あそび	中止	
14	福祉体験学習会	中止	
15	いきいき元気教室	28,350	23,600
16	A高齢者食事サービス委員会 お花見会	125,369	56,261
17	A高齢者食事サービス委員会 会食会	76,633	40,433
18	A高齢者食事サービス委員会 配食	1,136,550	752,879
19	校庭キャンプ	中止	
<b>20</b>	<b>クリスマス会</b>	<b>中止</b>	
21	茶華道体験学習（生涯学習）	5,000	5,000
22	石鹸のデコパージュ	中止	
23	生涯学習 展示会出品	6,429	6,429
<b>24</b>	<b>もとA施設開放事業</b>	<b>91,757</b>	<b>91,757</b>
25	A地域高齢者活動拠点(老人憩の家)運営事業	298,450	298,450
26	もとA小学校資料館	158,933	158,933
27	違法駐輪撲滅キャンペーン	19,573	19,573
28	はぐぐみ通信	40,000	40,000
活動費補助金合計		4,548,466	3,408,936

(注) 表中ゴシックで表記している事業が今回の監査請求で対象となっている事業

B 運営費補助金 298,058円

C 補助金総額 3,706,994円

なお、上表の事業番号24のもとA施設開放事業に係る事業実績報告書に添付された請求書には、トイレ自動出水器電池交換作業費等として、数量36、単価2,360円、金額（税抜）84,960円、総額91,757円と記載されている。

## カ その他

A地活協は、平成28年2月29日、本市に対して平成28年度に係る大阪市西成区地域活動協議会補助金交付申請書及びその添付書類を提出しており、その添付書類である平成

27年度A地域活動協議会決算書（仮）には、クリスマス会に係る歳出は60,000円と記載されている。

## 2 監査対象区の陳述

### (1) 陳述

- ・地域活動協議会補助金は、従前、地域の各種団体の活動ごとに補助金を交付していたものを、おおむね小学校下を単位として組織された地活協において、住民の様々な意見を調整し、それぞれの地域課題に応じた自主的な活動を推進するための財政支援として、平成25年度に創設された仕組みである。
- ・これにより、行政が活動内容を規定するのではなく、それぞれの地域においてどのような活動に重点を置くか、どういった手法で活動を実施するか、地域住民自ら検討をいただき、地域が主体となった活動の促進が図られることを目指すものである。
- ・この補助金については、年度当初に地活協から年間の事業計画に基づく補助金申請を受け、区においてその内容が補助金の趣旨に合致するか等の審査を行い、交付決定を行うこととなっている。
- ・また、年度末に事業実績報告書の提出を求め、再度事業実施内容及び経費支出の審査を行い、補助金の確定、精算を行うこととなっている。
- ・本件請求対象であるA地活協への平成27年度の補助金についても、この手順に基づき、A地活協から交付申請を受け、当区で内容審査の上、平成27年5月18日付けで3,706,994円の交付決定を行い平成27年6月1日に概算交付し、1年間の活動実績を踏まえ、平成28年3月31日付けで当該団体から事業実績報告書が提出され、当区において事業実施内容や支出経費のチェックとともに、実際の経費支出については領収書の写しで確認を行い、当該補助金が適正に執行されていることを確認の上、平成28年4月18日付けで補助金額の確定、精算処理を行っているものである。
- ・しかしながら、本件請求において、新たにその用途に疑義が呈せられたことから、この間、改めて関係者への聞き取りや必要書類の確認を行ってきた。
- ・その結果、一部事務処理上の課題が確認されたものの、請求にあるような本市への損害が生じているという事案はなかった。
- ・この間当区が行った調査の結果とその認識について、請求内容に記載されている順に、具体的に説明する。
- ・まず、1点目として、請求書にある、協議会においては、仮決算書は作成されているが、総会において決算報告もなされておらず、そもそも役員会が開催されたかどうかについても不明である。この点については協議会から全ての資料が公開されない状況にある、についてである。
- ・この件について、当区担当者がA地活協へ出向き、役員会の開催状況を確認したところ、平成28年5月24日に役員8名出席のもと役員会総会が開催され、監事の監査を受けた決算報告が行われていることを総会の議事録にて確認した。
- ・また、情報が公開されないという件については、当時、本件請求人からの開示要請があったので、A地活協の通帳を開示の上、説明も行った、との説明を受けている。

- ・2点目として、請求書にある、仮決算書と実績報告の合計額は一致しているが、内訳は一致せず、他の関連書類を照らし合わせたところ、内訳が一致しない項目が多くみられる、との点であるが、まず、仮決算書についてA地活協に説明を求めたところ、仮決算書は、翌年度の補助金申請時に使用する概算の決算書であり、最終の実績報告書とはもともと一致しないもの、との説明を受けている。
- ・したがって、本件請求内容にある、中止されたクリスマス会の60,000円が仮決算書に記載されている、というのも、あくまでも仮決算書が途中経過のものによるもの、とのことである。
- ・なお、このクリスマス会の中止については、平成27年12月24日付けで事業変更申請が当区へ提出され、承認している。
- ・次に、いずれも当該地域のA社協が主体となって実施している敬老会と成人式において、A地活協とA社協の決算書の内容に不一致がある、との点である。
- ・まず、敬老会において、A社協の決算書には、A地活協へ交付した市の補助金40万円の記載がなく、B基金から支出したことになっている、という点について、A社協に確認したところ、もともとこの決算書は、地域住民への説明用として、簡易な形で整理したものであり、敬老会が行われた9月の段階ではA地活協から市の補助金40万円が交付されていないこともあり、B基金の40万円を充てた形で整理しており、A地活協の実績報告書とは異なっている、とのことであった。
- ・なお、B基金についてであるが、これは個人の方の寄付金を財源としてA社協で保有している基金で、地域住民・団体の取組に際しての財源として活用されているもの、とのことである。
- ・A社協ではこの敬老会以外にも様々な活動に取り組んでおり、その都度寄付や協賛金など苦勞して財源確保されているが、それでもなお不足する財源への補てんとして、このB基金から40万円がA社協に繰り入れられているもので、A社協の自主財源となっているものである。
- ・次に、成人式について、A地活協への市の補助金191,850円が、A社協の決算に記載されていない、との点について、後に説明するが、A地活協からA社協への市の補助金の振込が翌年5月になることから、A社協の決算処理としては、市の補助金は翌年度の事業に充てる、という形をとっているため、補助金の計上が1年ずれている、との説明であった。
- ・このため、当区担当者がA社協の平成27年度の決算書を確認したところ、平成26年度分として本市が交付した補助金として敬老会491,185円、成人式140,291円の合計631,476円が計上されていることを確認した。
- ・会計年度のずれが生じているという事務処理上の課題はあるが、少なくとも成人式の経費として支出されている補助金の使途としては適正に執行されていることは確認できたものと考えている。
- ・3点目として、請求書に記載がある、本件補助金の執行に係る支出は、適切に記録されておらず、平成28年5月23日に多額の現金が引き落とされていた、という点であるが、この点についての説明を求めたところ、年度当初計画している事業が中止、変更される場合の団体との精算事務の問題やA地活協自体の事務処理上の問題として、その都度の

支払いが難しいことから、立替えできるものについては、事業実施後に確定額でまとめて支払いを行っているため、この時期に多額の引き落としとなっている、との説明であった。

- ・このことが、A社協において補助金の受入年度が1年ずれる、ということにもつながっているが、A社協の平成28年度の決算書の案の提示を求めて確認したところ、平成27年度分として市が交付した補助金が、敬老会400,000円、成人式191,850円の合計591,850円が計上されていることも確認している。
- ・最後に、請求書にある、西成区役所に対しこれらの状況を説明したが、証拠書類等で確認しており問題ないとし、補助金の適正な支出を監督する必要がある市職員の不作為である、という点と西成区は精算書の内容を十分精査せず、本来支出する必要がない補助金を協議会に支出し、大阪市に損害を与えている、という点についてであるが、当区では地活協の補助金については事務処理手順にのっとり、提出された事業実績報告書をもとに、事業の内容や支出経費が補助対象として認められるかのチェックを行い、領収書の写しで経費の支出を確認し、補助金が適正に執行されていることを確認している。
- ・また、本件請求人から平成28年5月に当区に対し、もとA小学校のトイレ自動出水器の電池交換に係る経費についての問合せがあり、確認の上、A地活協の補助金が充当されている旨回答した。その際、電池交換の費用が高いのでは、との訴えもあったので、後にA地活協に経費積算を確認するとともに、現地へ出向き実際に電池交換が行われていることを確認し、請求人に伝えた。
- ・その他、本件請求書に記載されている疑義については、その際の訴えにはなく、当区として今回初めて聞く内容であるので、この間、関係者への聞き取りや書類確認等を行ってきたところである。
- ・結果は、説明したとおりであり、当区職員の不作為ということは当てはまらないものと考えている。
- ・また、請求内容について確認してきた結果としては、一部事務処理上の課題はあったが、少なくとも本市に損害が生じているという事実はないものと考えている。
- ・以上が、本件住民監査請求に係る当区の調査結果と認識である。
- ・今般の請求を受けて改めて行った調査の結果としてはA地活協への補助金については、内容としては適正に執行されているものと考えているが、A社協への補助金の振込が年度をまたがっており、そのことが、A社協の決算処理において補助金の受入れが1年ずれる原因にもなっているという課題も確認された。
- ・地活協は、地域住民のボランティアな活動に支えられているもので、地域の方の高齢化もあり、事務処理面での負担が重くなっている。
- ・まちづくり支援センターによる支援により、徐々にノウハウも蓄積されてはいるが、特に会計処理における負担は大きな課題となっている。
- ・しかしながら、公金支出を伴う以上、透明性の確保は必要であり、今後、関係者への指導・協議を重ね、一層適切な事務処理の確保に努める。
- ・今般の調査により確認された課題の改善を図るとともに、地活協への一層の取組支援により、地域住民自らが主体となった活動の広がりにより「だれもが住みたい、住んでよかった」と思えるまちの実現を目指し、区政運営に取り組んでまいり所存である。

### 3 監査対象区に対する調査

平成29年4月24日に行政委員会事務局職員が、西成区に確認した内容並びに同日及び後日追加で西成区から説明を受けた内容等の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 補助金交付申請時の提出書類

交付要綱第6条第2項(4)には、交付申請書に添付する書類として前年度事業報告書・同決算書が規定されているが、これは、前年度事業報告書については、補助金交付団体が基準に関する要綱第4条等を踏まえ、補助金の交付対象とする活動分野（特に区長の指定する分野）を前年度事業においても網羅的に実施しているかどうかを確認するために規定したものと西成区は認識している。また、前年度決算書については、当該交付申請書が事業開始の30日前までに本市に提出することを求めていることから、仮のものとなるが、その仮決算書により前年度事業規模を確認し、当年度の事業計画における事業規模との大きな乖離の有無を確認するために規定したものと西成区は認識している。

#### (2) 補助金額の確定に当たり西成区が確認した事項

##### ア 実績報告書等の確認

西成区は、A地活協から提出された実績報告書と添付書類の確認を行っている。実績報告書とともに提出された添付書類は次のとおりである。

- ・ 事業実績報告書（総括表）
- ・ 事業実績報告書及び決算書（事業別）
- ・ 事業の効果が検証できるもの（アンケートのまとめ等）
- ・ 事業自己評価
- ・ 経費の支出を確認できる領収書の写し等
- ・ 補助事業に係る現場写真・ポスター・プログラム等

西成区は、事業別の事業実績報告書及び決算書と領収書の写しとの照合を行っている。また、提出された補助事業に係る現場写真等により事業の実施について確認している。A地活協から提出された領収書の中に、A地活協の役員に対する支払となっているもの（前述の電池交換に係る費用）が存在していたが、西成区では、A地活協の役員との取引であることは認識していたものの、利益相反取引の是非について検討されたものか否かの確認は行っていなかった。

なお、地域活動協議会補助金の交付決定、精算処理における手順、取扱いにおいて、本市が地活協の決算書を確認する規定はない。西成区は、必要に応じ、確認すべきものと認識している。

##### イ 現地調査等

西成区は、現地調査により領収書の原本や決算書、出納簿、預金通帳などの確認は行っていない。成人式や敬老会など現地確認が可能な事業等については、職員が現地に赴き開催状況を現認している。また、区民等から補助金対象事業に対する問合せ等があっ

た場合には、交付要綱第14条に基づく立入検査を行っており、もとA施設開放事業に係るトイレ自動出水器電池交換作業の価格を確認するため調査したインターネット情報の確認記録や現地調査の記録が存在していることを行政委員会事務局としても確認した。

西成区はこれらの確認により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めている。

### (3) 交付要綱第10条の規定による概算払について

西成区は、A地活協からの概算払の請求に対し、事業計画書をもとに以下の理由からその必要性を認めている。

- ・ 4月当初から始まる事業もあること
- ・ コピー代やリース代などランニングコスト的なものはすぐに必要となること

西成区としては、このように概算払を受けなければ事業実施が困難な事業がある場合には、補助金全体としては概算払によらざるを得ないと考えている。

### (4) 本件請求後に西成区が確認した事項

本件請求後、西成区はA地活協及びA社協に対する調査を行っており、以下の内容を確認している。

#### ア A地活協について

##### (ア) A地活協の決算書等

A地活協の最終の決算書について、西成区がA地活協の調査を行ったところ、A地活協の収支が本市からの補助金に係る収支のみであることから、平成28年5月24日に開催された運営委員会及び役員会においては、「決算書」という名称ではなく「平成27年度大阪市西成区『地域活動協議会』補助金事業実績報告一覧」及び「補助金支払いについて」という会計整理表のような書類をもとに決算報告がされ、承認されていることを確認しており、行政委員会事務局も西成区がその写しを保管していることを確認した。また、西成区は、A地活協で帳簿は作成されておらず、前述の会計整理表のようなものが作成されていることを確認しており、A地活協の通帳についても、現物を確認している。

##### (イ) 補助金の流れ（資金の動き）

西成区は、平成27年度補助金について、平成27年6月1日に本市から交付された補助金がA地活協の銀行口座に入金され、A地活協が毎月のコピー機リース代等を執行しているほか、請求人が主張する平成28年5月23日の多額（2,264,572円）の引き落としがA地活協の構成団体が実施した補助対象事業に対する支払いであることを確認している。このことから、西成区が本市から概算払で受けた補助金をその都度構成団体に支払うことなく、長期間留保している実態が判明した。

また、西成区は、A地活協に対する調査において、A地活協から、活動費補助金が交付の対象となる経費の75%以内となるため、A地活協の各事業担当である構成団体が一定割合を自己資金でまかなわなければならないが、A地活協が各構成団体に対し

事業実施前に補助金を渡すと、事業規模が縮小した場合に返還を求めなければならない可能性があることから、基本的に、各事業の金額が確定した段階で各事業担当に渡すこととしており、事業実施前に渡さないと実施が困難な場合などは、別途協議の上渡す場合もあるとの説明を受けている。しかし、平成27年度の状況をみると事業実施前に構成団体に渡しているものはなかった。

#### (ウ) もとA施設開放事業に係るトイレ自動出水器電池交換作業経費

西成区は、トイレ自動出水器電池交換作業について、平成28年5月に請求人からの問合せを受けて、実際に現地のトイレ自動出水器を開く作業を行い、電池交換が行われている状況を確認するとともに、同作業に相当時間を要することも確認している。

また、当該作業の価格については、インターネット情報により検索できなかったため、蛍光灯の取替作業の価格を参考として調査するとともに、監査請求提出後も、メーカーへの確認により、当該作業の金額が不合理なものではないことを確認している。

### イ A社協について

#### (ア) A社協の決算書

西成区は、A社協の最終の平成27年度決算報告を確認し、請求人から事実証明書として提出されている平成27年度決算報告（案）と一致していることを確認している。同決算書には、収入としてB基金からの収入400,000円のほか、A地活協から収入している平成26年度事業分に相当する補助金631,476円についても記載されている。

なお、本市が地活協の構成団体の決算書までも確認する規定はない。

#### (イ) 補助金の流れ（資金の動き）

西成区は、A地活協からA社協への当該年度の事業に相当する補助金額の交付が翌年度となっていることから、A社協では交付された当該補助金を翌年度の収入として計上していることを確認している。このことから、A社協の平成27年度決算書に記載された本市補助金の額631,476円は平成26年度のA地活協に対する成人式及び敬老会に係る本市補助金の額と一致していることを確認している。

さらに、西成区は、A社協の平成28年度決算書について、案の段階のものを確認しており、A地活協から収入した補助金の額として記載された591,850円が、平成27年度の成人式及び敬老会に係るA地活協に対する本市補助金の額と一致していることを確認している。

なお、B基金の通帳を確認し、平成27年9月11日に400,000円が出金されていることを確認している。

### ウ A地活協及びA社協における本市補助金の処理

A地活協が各構成団体に対し本市補助金を事業実施後にまとめて確定払で支払っていることや、そのことによりA社協において当該補助金を事業実施年度の翌年度の決算に計上していることが、平成26年度から生じていることを西成区は確認している。これは、平成26年度より補助率が75%となったことにより、年度当初に計画している事業が変更・中止された場合には、補助対象事業の補助金について再計算及び精算事務が発生

し、事務処理が複雑になることから、その都度支払うことが困難であるとA地活協が考えていることによるものと西成区は確認している。

#### (5) 行政委員会事務局が西成区に調査を求めた事項

本市が平成25年度から平成27年度にA地活協に交付した補助金の資金の動き（平成25年度から平成28年度）について、西成区に調査を求めたところ、行政委員会事務局において、以下の状況を確認した。

##### ア 平成27年度交付分

毎月のコピー機リース代等を執行しているほかは、その全てがA地活協から事業を実施する構成団体に配分され、本市が交付した全額が使用されていることを確認した。各構成団体に配分された時期は、各事業の実施後となっており、請求人が主張する平成28年5月23日を含め、年6回A地活協の銀行口座から引き出し、事業を実施する構成団体へ渡していることを確認した。

A社協においては、A地活協から受領した平成27年度補助金相当額全額とA社協の自主財源からの充当額の合計が、平成27年度中に実施された地活協事業の補助対象経費の合計と一致することを確認した。

##### イ 平成26年度交付分

事務費への支払いのほかは、その全てがA地活協から事業を実施する構成団体に配分され、本市が交付した全額が使用されていることを確認した。

A社協においては、A地活協から受領した平成26年度補助金相当額全額とA社協の自主財源からの充当額の合計が、平成26年度中に実施された地活協事業の補助対象経費の合計と一致することを確認した。

##### ウ 平成25年度交付分

事務費への支払いのほかは、その全てがA地活協から事業を実施する構成団体に配分され、本市が交付した全額が使用されていることを確認した。

A社協においては、A地活協から受領した平成25年度補助金相当額全額が、平成25年度中に実施された地活協事業の補助対象経費の合計と一致することを確認した。

#### 4 判断

以上のような事実関係の確認、監査対象区の説明、監査対象区に対する調査に基づき、本件請求について次のように判断する。

本件請求では、A地活協から実績報告書及びその添付書類（交付要綱第15条）の提出を受けた本市職員が実績報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等を適正に行わずに交付すべき補助金の額を確定（交付要綱第16条）した場合は、違法不当な公金の支出に当たる場合があるというべきである。

#### (1) 西成区によるA地活協の実態の把握について

請求人は、本件請求の対象である補助金について、以下の4点を例示し、西成区がA地活協の実態を把握せずに補助金額の確定を行っていることは、本市職員の不作為であると主張していると解される。

- 中止になったとされるクリスマス会が、A地活協の仮決算書では支出60,000円との記載がある。
- 敬老会及び成人式について、事業担当であるA社協の決算書とA地活協の補助金実績報告書の記載に相違がある。
- A地活協の銀行口座からは、当該補助金が適時に引き出されておらず、平成28年5月23日に多額の現金が引き出されている。
- A地活協の決算報告が適切になされていないことから、本市に提出された補助金実績報告書も虚偽が発生していると考えられる。

請求人が主張するクリスマス会に関する疑義について、請求人の主張は、あくまで仮の決算書と実績報告書とが整合しないことを問題としたものであり、西成区は、交付要綱に基づき、A地活協から提出された事業中止に係る申請を承認し、実績報告書によりクリスマス会に係る経費が計上されていないことを確認している。

このことから、西成区は補助金額の確定に当たり適切な調査、確認を行っていると言え、請求人の主張は当たらない。

また、請求人が指摘する敬老会及び成人式に係るA地活協とA社協の決算の相違については、西成区が調査したとおり、A地活協から構成団体であるA社協への補助金相当額の支払いが翌年5月になっていることに起因して、A社協の決算では、敬老会及び成人式に係る補助金収入の計上が事業実施年度の1年後になっており、A地活協の実績報告書とA社協の決算書が整合しない不適切な処理が判明した。なお、A社協の敬老慰安会決算報告書は、地域住民への説明用として簡易な形で整理したものであり、A地活協から補助金を受け取る時期の関係で、A社協が保有するB基金の40万円を敬老会に充てた形で形式的には整理していたことを確認した。

これは、A地活協の構成団体であるA社協が地活協事業として実施した敬老会及び成人式に要した経費に対して、A地活協が確定払で本市からの補助金を支払ったことによるものである。この点、本市がA地活協に交付した補助金は、当該年度に実施した地活協事業として執行されていると言え、違法不当な公金の支出とは言えない。また、西成区は、この点について、交付要綱第16条の規定に照らし、A社協の決算書の内容やA地活協の資金の動きまでも確認していないことが交付要綱に反しているとまでは言えず、本市職員に不作為があったとは言えない。

次に、A地活協の銀行口座の入出金状況については、補助金全額が構成団体への支払い及び事務費に充てられていることが確認できるものの、本市からの補助金が概算払で支払われていることから、A地活協が、当該補助金を構成団体に支払うまでの間留保していたことは不適切ではあるが、その間当該補助金を他の事業に使用する等の事実はない。

また、A地活協の決算報告については、その計上内容に一部不備はあるものの、本市からの補助金に係る収支が全て記載され、A地活協の役員会で承認されていることが確認できる。

これらのことから、A地活協が本市から交付を受けた補助金を実績報告書に記載したとおり使用していたことが確認でき、請求人が主張する虚偽の実績報告書という点は当たらない。また、西成区は、交付要綱第16条の規定に照らすと、A地活協に対する補助金の収支についての確認義務はあるものの、A地活協の全体の決算書や資金の流れを確認していないこと自体は交付要綱に反しているとはまでは言えず、本市職員に不作為があったとは言えない。

## (2) 西成区による実績報告書の確認について

請求人は、本件請求の対象である補助金について、以下の点を例示し、西成区がA地活協から提出された実績報告書の内容を十分精査せずに補助金額の確定を行っており、必要のない補助金を支出していることが違法であると主張していると解される。

- もとA施設開放事業に係るトイレ自動出水器電池交換作業費の単価が高額であるにもかかわらず、当該事業に係る補助金対象経費の支出を確認できるものとして提出された領収書に対し、区は何の疑問も持たず補助金額の確定を行っている。

この点、西成区は現地で当該作業の確認を行い、インターネット情報により調査し、メーカーへの確認を行っていることから、西成区が必要な調査を行っていないとは言えないが、当該作業の発注先がA地活協の役員となっていることから、当該単価の妥当性については、より高い透明性が求められ、領収書を確認する際には十分留意する必要がある。

なお、今回の単価については、西成区がA地活協から提出された実績報告書及びそれに添付された領収書等を確認した際に、疑念を抱かず更なる調査を行わなかったが、西成区が監査請求後にメーカーに確認した内容、さらに、行政委員会事務局が同業種の小売店に対して品番を伝え同作業に係る価格を聞き取り調査した内容からも、社会通念上逸脱するとはまでは言えず、交付要綱第16条に反しているとは言えない。

以上(1)及び(2)より、本市職員による報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等が不適正であったとは言えず、本市職員による違法不当な公金の支出があったとは認められない。

## 5 結論

以上の判断により、本市職員等に違法不当な公金の支出があるとする本件請求には理由がない。

## (意見)

本件請求に係る監査の結果は上述のとおりであるが、改善すべき点について意見を申し添える。

本件請求に関し、A地活協に交付した補助金の流れを確認したところ、請求人が主張するとおり、A地活協から提出された実績報告の内容とその構成団体であるA社協の決算書の内容が整合しないことが判明した。この点、西成区にA社協の決算状況等を確認する義務まではないものの、A地活協から収入する補助金をA社協が翌年度の収入として計上していることは不適切であり、西成区は、地活協とその構成団体の補助金に係る決算書の内容の整合性を図るよう是正させるとともに、中間支援組織とも連携し、地活協及びその構成団体の決算状況を適時に確認し、的確な指導を行うよう改善されたい。

また、このことは、上記判断にも示したとおり、A地活協が本市から概算払により交付を受けた補助金を翌年度に構成団体に支払うまで留め置いていることが原因であるので、西成区はこのような状況を直ちに改善させるとともに、区内全ての地活協を調査し、補助金を概算払により交付している地活協については、その必要性を精査するとともに、仮に概算払を認めるのであれば、補助金の執行時期を確認する仕組みを構築するなどモニタリングを強化し、適正な補助金の交付に努められたい。

なお、今回の監査で、補助対象経費の一部の支払先がA地活協の役員であり、利益相反取引に当たることが判明したが、そもそも地活協には準行政的な機能があり、高い透明性が求められるので、利益相反取引の是非については、地活協の役員会で協議し、協議結果を記録に残す等、より透明性の高い事業運営を行うよう、西成区は指導、助言を行われたい。

また、A地活協の収支は基本的に本市からの補助金に係る収支のみではあるものの、決算報告の内容に利子収入や繰越金の記載がなくA地活協全体の決算を表すものとなっていない、あるいは、収支を会計整理表のようなもので整理するのみで帳簿を作成していないなど、不十分な点も判明した。

よって、西成区は、A地活協に対して適正な経理処理、決算報告を行うよう強く指導するとともに、A地活協の例に鑑み、区内全ての地活協の実績報告書と、構成団体への資金の流れ及び構成団体の決算の状況についても、改めて調査するとともに、A地活協及びA社協と同様の状況にあるものなどは直ちに指導し、改善を図られたい。

さらに、「大阪市西成区『地域活動協議会』の区長認定に関する要綱」で、地活協には民主的で開かれた組織運営と会計の透明性が求められ、経理的基礎を有することが要請されており、これらを満たさない場合は地活協としての認定を取り消さなければならないことから、西成区は、地活協の決算が確定した段階で決算書を徴し、認定時だけでなく継続的にこれらの点を確認するよう改められたい。

本件請求を通じて判明したA地活協の不十分な決算報告や不適切な補助金の執行時期について、根本的な原因は、西成区のモニタリングが不十分であること、また、地活協の組織運営や会計の透明性確保等を支援する中間支援組織が有効に機能していないことにあると言える。

特に中間支援組織による支援については、平成28年度の包括外部監査においても意見として各区の会計指導にレベル差があることに言及されている。中間支援組織との契約は各区がそれぞれ締結し、本市全体では平成27年度に4億円余りの委託料が支払われており、西成区においても1,800万円余りの委託料が支払われている。西成区の委託契約の仕様書によると、予算・決算、出納事務に係る助言等の支援が委託業務に含まれており、今回のA地活協の場合においては、中間支援組織は、概算払で交付を受けた補助金が長期間留保されている事実を把握し、その構成団体の会計処理も含めて改善指導するとともに、西成区にもそのような事実を報告すべ

きであったと考えられる。多額の委託料を支払っていることから、西成区は、中間支援組織の業務実態を確認し、不十分な点は直ちに改善させるとともに、中間支援組織がその役割を十分果たし、有効に機能することにより、地活協の自律的な組織運営が実現するよう、中間支援組織との連携を強化し、地活協の課題解決に当たられたい。

最後に、西成区は、現在の状況を放置すると、地活協、ひいては西成区に対する地域住民の信頼を損なうこととなるので、西成区はその点を十分肝に銘じ、補助金交付事務の適正化に早急に取り組まれたい。

【参考（法令等（抜粋））】

1 法（昭和22年法律第67号）

（寄附又は補助）

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

2 大阪市補助金等交付規則（平成18年規則第7号）

（決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（以下略）

3 大阪市西成区「地域活動協議会」の区長認定に関する要綱

（基本原則）

第3条 次に掲げる要件を備えているものについて区長の認定を受けることができる。

- (1) 防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツの分野において、広く住民全般を対象として市民活動を包括的に行うことを目的としていること。
- (2) 地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が参画しており、また、参画する機会が保障されていること。
- (3) 第1号に規定する市民活動を行う校区等地域における唯一の組織であって、当該市民活動を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。
- (4) 事業計画などの活動内容を自ら企画立案し、実践していること。
- (5) 総会その他の議決機関の構成員の選任、事業計画等運営上の重要な事項の議決機関による決定など組織や事業の運営が民主的に行われ、その透明性が校区等地域内の住民全体に確保されていること。
- (6) 次に掲げる活動をしていないこと。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が基本原則を踏まえ、区又は校区等地域の状況に応じて定めた要件

2 第5条に定めるところにより区長の認定を受けた「地域活動協議会」に対しては、別途定める大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付要綱により補助金を交付することができる。

(区長による認定)

第5条 区長は、「地域活動協議会」から前条の認定の申請があった場合において、当該「地域活動協議会」が第3条第1項各号に掲げる要件を備えていると認めるときは、「地域活動協議会」に対する区長認定通知書(様式第2号)により、当該組織に通知するものとする。

2 区長は、次のいずれかに該当するときは、「地域活動協議会」に対する区長認定取り消し通知書(様式第3号)により通知し、その認定を取り消さなければならない。

(1) 「地域活動協議会」が第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 「地域活動協議会」が偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

(3) その他、第3条の基本原則に照らし、「地域活動協議会」が補助金を交付する団体として適当でないと認めるとき。

3 区長は、第1項の規定により認定をしようとするとき又は前項の規定により認定を取り消そうとするときは、当該「地域活動協議会」が活動する校区等地域について地域コミュニティ支援事業に係る中間支援を行う事業者の意見を聴かななければならない。

4 第2項の規定により認定が取り消されたときは、補助金等交付規則第17条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

#### 4 基準に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において「地域活動協議会」とは、校区等地域を単位として、地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画し、民主的で開かれた組織運営と会計の透明性を確保しながら、防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境、文化・スポーツなど様々な分野において、地域課題に対応するとともに地域のまちづくりを推進することを目的として形成された連合組織をいう。

(以下略)

(補助金の交付)

第4条 次に掲げる要件を備えているものとして次条に定めるところにより区長の認定を受けた地域活動協議会に対しては、第6条及び第7条に定めるところにより補助金を交付することができる。

(1) 防犯・防災、子ども・青少年、福祉、健康、環境及び文化・スポーツの分野において、広く住民全般を対象として市民活動を包括的に行うことを目的としていること。

(2) 地域住民の組織をはじめ、ボランティア団体、NPO、企業など地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が参画しており、また、参画する機会が保障されていること。

(3) 校区等地域における第1号に規定する市民活動を行う唯一の組織であって、当該市民活動を行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。

(4) 事業計画などの活動内容を自ら企画立案し、実践していること。

(5) 総会その他の議決機関の構成員の選任、事業計画等運営上の重要な事項の議決機関による決定など組織や事業の運営が民主的に行われ、その透明性が校区等地域内の住民全

体に確保されていること。

(6) 次に掲げる活動をしていないこと。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(7) 前各号に掲げるもののほか、区長が前条の基本原則を踏まえ、区又は校区等地域の状況に応じて定めた要件

(以下略)

## 5 交付要綱

(補助の対象及び補助金額)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、「地域活動協議会」が行う次の事業とする。

(1) 防災・防犯に関する事業

(2) 子ども・青少年に関する事業

(3) 福祉・健康に関する事業

(4) 環境美化に関する事業

(5) 文化・スポーツに関する事業

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

(1) 市の補助金を受けている事業、又は補助対象となる事業（ただし、別事業とみなしうる場合はこの限りでない。）

(2) 営利を目的とする事業

(3) 構成団体の運営費、構成員の互助共済のみを目的とする事業

(4) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業

(5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業

(6) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職を言う。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

3 第 1 項に係る補助金は、活動費補助金及び運営費補助金とし、その交付額は、区長が毎年度予算の範囲内において校区等地域ごとに設定する金額以内の額とする。

4 活動費補助金及び運営費補助金の補助の対象となる経費は、補助事業のうち、別表 1 に定める経費とする。

(活動費補助金)

第 4 条 活動費補助金は、「地域活動協議会」の下で行われる市民活動に要する経費に

対する補助金とする。

- 2 区長は、毎年度校区等地域ごとに当該校区等地域における市民活動団体の活動対象となっていない分野を補完する観点から、第3条第1項に規定する事業のうちから、区の特性や当該校区等地域の実情に即して別表2のとおり「地域活動協議会」が担うべき分野の事業を指定するものとする。
- 3 活動費補助金は、「地域活動協議会」の下で行われる市民活動のうち、補助の対象とすべき市民活動が、区長が前項の規定により指定した分野の事業全てにわたるものであるときに限り、交付を決定することができる。
- 4 活動費補助金の交付額は、無報酬で活動に従事する者の労力を考慮する観点から、交付の対象とする経費の額に100分の50を乗じて得た額を加算し、これに100分の50を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。

（運営費補助金）

第5条 運営費補助金は、活動費補助金を交付した「地域活動協議会」の運営に要する経費に対する補助金とする。

- 2 運営費補助金の交付の対象とする経費は、会議の開催、会計処理その他の「地域活動協議会」の運営に必要な物件費及び人件費とする。
- 3 運営費補助金の交付額は、活動費補助金の交付額に100分の25を乗じて得た額に相当する額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とするが、活動費補助金の交付額の25%に相当する額が、50万円に満たない場合は50万円以内の額とする。ただし、活動費補助金の交付額が100万円未満である場合は、活動費補助金の交付額の50%に相当する額以内の額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、事業開始の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 当該年度事業計画書・同予算書
- (4) 前年度事業報告書・同決算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査等の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたとき

は、理由を付して、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（交付の時期等）

第10条 市長は、補助金の交付対象となる事業の完了前に、その全部又は一部を概算払いできるものとする。

- 2 補助事業者は、第7条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で、市長に請求するものとする。

- 3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、概算払いの必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

第11条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金中止・廃止承認申請書（様式第7号）を、第7条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で補助事業の追加をしようとするときは、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金事業追加承認申請書（様式第9号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更は次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

(1) 事業開催日及び開催場所の変更

(2) 活動費及び運営費補助事業内での予算流用

- 3 市長は、第1項の申請があったときは、当該申請に係る審査その他必要に応じて現地調査等を行い、補助事業変更が適当と認める場合は大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更承認決定通知書（様式第6号）により、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は大阪市西成区「地域活動協議会」補助金中止・廃止承認決定通知書（様式第8号）により、補助事業の追加が適当と認める場合は大阪市西成区「地域活動協議会」補助金事業追加承認決定通知書（様式第10号）によりそれぞれその旨を補助事業者へ通知する。

- 4 市長は、前項の調査の結果、補助事業変更が不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金変更不承認決定通知書（様式11号）により補助事業者へ通知する。

（立入検査等）

第14条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。

(実績報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金実績報告書（様式第 13 号）に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定額とその精算額
- (2) 収支決算書
- (3) 補助事業の実績・効果（補助事業の効果が検証できるもの）
- (4) 経費の支出を確認できる領収書の写し等人件費の場合は、地域活動協議会の運営に従事した者の出勤簿
- (5) 補助事業にかかる現場写真・ポスター・プログラム等  
(補助金の額の確定等)

第 16 条 市長は、前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金額確定通知書（様式第 14 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第 17 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定により、あらかじめ提出した補助金実績報告書（様式第 13 号）の当該事業の補助予定金額と相違がある場合は、速やかに、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金精算書（様式第 15 号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業等が行われている場合又は補助事業等が継続して行われている場合にあつては、概算払いによる交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後 20 日以内に市長に提出しなければならない。

3 前条の規定による補助金の額の確定により、あらかじめ提出した補助金実績報告書（様式第 13 号）の当該事業の補助予定金額と相違がない場合は、同様式の当該事業の補助予定金額との差額を表記して提出することをもって、精算書を提出したものとみなす。

4 市長は、第 1 項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余が生じていると認める場合には、大阪市西成区「地域活動協議会」補助金戻入通知書（様式第 16 号）により補助事業者あて通知しなければならない。

5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 20 日以内に、剰余金を市長が交付する納付書により戻入しなければならない。

別表 1（第 3 条第 1 項関係）

(活動費補助金費目)

0 交際費、慶弔	・補助の対象外
----------	---------

費	
1 報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施に必要最小限の報酬で、技能・知識等を提供できる人材に支払うもの</li> <li>ただし、大阪府の最低賃金を超える部分は補助の対象外</li> </ul>
2 報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会の講師やスポーツ大会の審判等の謝礼金</li> <li>ただし、大阪市の「講師に係る謝礼金の取扱基準」を準用し、これを超える部分は補助の対象外</li> </ul>
3 旅費交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業等への参加にかかる必要最小限の市内交通費、市外への旅費</li> </ul>
4 消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施にかかる必要最小限の物品、食材費、材料費等も含む（まつりの模擬店やふれあい喫茶、高齢者食事サービス事業等）</li> <li>・事業参加を促すための必要な物品等</li> <li>・アンケートの謝礼品</li> <li>・図書券、商品券等金券類は補助の対象外</li> <li>・後に個人使用できる衣服等は補助の対象外</li> </ul>
5 燃料費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・草刈機・青色防犯パトロール等に係る燃料費</li> </ul>
6 食糧費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施にかかる必要最小限の食事代（食事時間を拘束するスタッフ分）</li> <li>ただし、800円／人を超える部分は補助の対象外</li> <li>・事業に直接関係のある会議用の飲み物代</li> <li>ただし、喫茶店の出前等は補助の対象外</li> <li>・熱中症・脱水症対策及び防寒対策用の飲み物代</li> <li>・アルコール類は補助の対象外</li> </ul>
7 印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポスター、パンフレット等の製作経費</li> <li>・事業実施にかかる会議資料等のコピー代</li> </ul>
8 光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に直接関係のある電気・ガス・水道代</li> <li>・街路防犯灯に係る電気代</li> </ul>
9 修繕料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業にかかる備品等の修繕料</li> <li>・青色防犯パトロールの点検・整備等の費用</li> </ul>
10 通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業にかかる郵送料、物品運送費等</li> </ul>
11 委託料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場設営やアトラクション等、事業実施にかかる委託経費</li> <li>ただし、事業の全部を委託する場合は補助の対象外</li> <li>・空調や消防設備の点検費用等</li> </ul>
12 使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施にかかる会場借上げ経費等</li> <li>・事業実施にかかる車のレンタル料やその駐車場代</li> <li>ただし、自家用車を対象としたレンタル料は補助の対象外</li> <li>・日本放送協会やケーブルテレビ等の受信料</li> </ul>
13 図書購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に関連する書籍</li> </ul>
14 備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の事業で使用する、又は複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入したほうが効率的であると認められるもの</li> </ul>
15 保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業参加者の傷害保険料等</li> <li>・事業に使用する建物の火災保険料等</li> <li>・青色防犯パトロールの自賠責保険、任意保険料</li> </ul>
16 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に使用したユニフォーム等のクリーニング代</li> <li>ただし、個人所有のユニフォーム等は補助の対象外</li> <li>・みこしや交通パレードによる道路使用許可印紙代</li> <li>・高齢者食事サービス事業の調理スタッフの検便費用</li> </ul>

17 分担金	・他団体と協働、共催で実施する事業の負担分 ただし、市から補助金・委託料を受けている事業への分担金や他団体等への単なる分担金は補助の対象外
18 会費	・事業実施に必要な研修会・講習会等の参加費
19 公課費	・青色防犯パトロールの自動車税、軽自動車税、自動車重量税
20 その他	・その他市長が認めるもの

(運営費補助金費目)

1 報酬	・事務員への報酬 ただし、大阪府の最低賃金を超える部分は補助の対象外 ・役員手当等、業務に直接関わりのないものは補助の対象外
2 報償費	・講習会などへの講師等の謝礼金 ただし、大阪市の「講師に係る謝礼金の取扱基準」を準用し、これを超える部分は補助の対象外
3 旅費交通費	・講習会などへの参加にかかる市内交通費、市外への旅費
4 消耗品費	・地域活動協議会の運営に必要なコピー用紙・インク等消耗品費 ただし、構成団体や個人使用との共用は補助の対象外
5 食糧費	・地域活動協議会の運営にかかる会議用の飲み物代 ただし、喫茶店の出前等は補助の対象外 ・食事代は補助の対象外 ・アルコール類は補助の対象外
6 印刷製本費	・地域内新聞等の製作経費 ・地域活動協議会の運営にかかる会議資料等のコピー代
7 光熱水費	・事務所維持運営に伴う電気、ガス、水道代等
8 修繕料	・地域活動協議会の運営にかかる備品等の修繕料（例 空調機、コピー機等）
9 通信運搬費	・電話代、郵便代、物品運送費等 ・インターネットのプロバイダー料
10 役務費	・社会保険料、手数料
11 委託料	・運営事務にかかる委託料。ただし、全部に係る委託は除く
12 使用料及び賃借料	・地域活動協議会の運営に係る議事等に使用するための会場借上げ経費等 ・コピー機やFAXのリース料等 ・日本放送協会やケーブルテレビ等の受信料
13 図書購入費	・地域活動協議会の運営に関連する書籍
14 備品購入費	・地域活動協議会の運営に必要な電話機、パソコン・ロッカー等
15 会費	・講習会等の参加会費
16 公課費	・収入印紙代等
17 その他	・その他市長が認めるもの

別表2（第4条第2項関係）

(区長が指定する活動分野)

地域活動協議会名	指定する活動分野（第3条第1項より選択）
弘治地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)
長橋地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)
萩之茶屋地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)
今宮ふれあい地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)

橘地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)
松之宮地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)
梅南地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)
玉出地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)
岸里地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)
千本地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)
津守地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)
南津守地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)
北津守地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)
山王地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)
飛田地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)
天下茶屋地域活動協議会	(1) ・ (3) ・ (5)